

福岡県離職した介護人材の再就職準備金の概要

1 福岡県離職した介護人材の再就職準備金とは

介護職としての一定の知識及び経験を有するものに対し、離職した介護人材の再就職準備金を貸し付けることにより、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するものです。

2 貸付対象者

再就職準備金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- 1 即戦力として期待される介護人材として一定の知識及び経験を有するとして認められる次のいずれかに該当する者。
 - ア 介護福祉士
 - イ 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級課程、ホームヘルパー2級課程いずれかの修了者
- 2 介護職員等（※1）としての実務経験が1年以上あること。
- 3 福岡県内で居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設、または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所において、介護職員等として就労すること。
- 4 離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、福岡県福祉・人材センターの「介護福祉士の資格等取得者の届出制度」へ住所・氏名等の届出登録を行うこと。
- 5 離職日から再就労の日までに3か月以上経過していること。

3 再就職準備金の貸付申請手続

再就職準備金の貸付を希望する者は、離職した介護人材の再就職準備金貸付申請書兼再就職準備金利用計画書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、福岡県社会福祉協議会（福祉人材センター）へ提出してください。

なお、申請可能期間は再就労した日から3ヶ月以内です。

- 1 申請者本人に係る提出書類
 - ・申請者の住民票
 - ・介護福祉士登録証または研修修了証等の写し
 - ・再就職証明書（様式第2号）
 - ・在職証明書その2（様式第24号）
 - ・離職した介護人材の再就職準備金貸借契約書（様式第5号）2部
 - ・印鑑登録証明書
 - ・振込口座申請書（様式第25号）及び通帳の写し
- 2 連帯保証人に係る提出書類
 - （1）連帯保証人が個人の場合
 - ・印鑑登録証明書
 - （2）連帯保証人が法人の場合

- ・法人の履歴事項全部証明書
- ・法人の印鑑登録証明書
- ・決算書
- ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議会や取締役会の議事録など）

4 貸付対象者の先行及び貸付契約の締結

再就職準備金の貸付を希望する者の申請により選考を行い、貸借契約（様式第5号）を締結します。

5 貸付額

40万円以内（1回限り）

なお、再就職準備金の貸付に係る貸付利息はありません。

6 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、原則として、以下(1)及び(2)の要件を満たす者を連帯保証人として1名立てなければなりません。

- (1) 県内に居住する個人又は登記されている法人
- (2) 再就職準備金の貸付を受けようとする者に代わり債務の返還を行うことのできる個人又は法人

なお、貸付を受けようとする者が未成年者の場合、貸付を受けようとする者の法定代理人を連帯保証人として立てる必要があります。（法定代理人については、(1)及び(2)の要件を満たしている必要はありません。）

ただし、貸付を受けようとする者が連帯保証人として立てた法定代理人が(1)及び(2)の要件を満たしていない場合は、要件を満たすことのできる連帯保証人をもう1名立てる必要があります。

7 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- 1 退職したとき
- 2 心身の故障のため介護職員等の業務に従事する見込みがなくなったと認められるとき
- 3 死亡したとき
- 4 再就職準備金貸付の辞退を申し出たとき
- 5 その他再就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

8 返還

次の場合は、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して2年以内に返還しなければなりません。（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると認められる場合は、この限りではありません。）

- 1 貸付契約が解除されたとき
- 2 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- 3 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

9 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。

10 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- 1 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

11 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた再就職準備金の返還の債務を免除します。

- 1 県内で2年間介護職員等の業務に従事したとき
- 2 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき

12 返還の債務の裁量免除

貸付を受けた再就職準備金のうち、履行期限が到来していない部分について、死亡又は障害により貸付額を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部を免除することができます。

(※1) 介護職員等の業務

居宅サービス等（介護保険法（平成9年法律第123号）第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業（同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいう。以下同じ。）若しくは第一号通所事業（同号ロに規定する第一号通所事業をいう。以下同じ。）を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務である者。